

質問書回答

2018年12月21日

「ネパール国シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2」

(公示日:2018年12月12日 公示番号:)180517 について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	1 ページ、3 . の (4) 契約履行期間 14 ページ、(8) プロジェクト実施期間 26 ページ、1 . 業務工程計画 現地活動	契約期間がページによって記載が異なっている。契約期間と現地作業期間を確認したい。	契約期間：2019年2月から2022年3月 現地作業期間：2019年4月から2022年1月です。 1 ページ、3 . の (4) 契約履行期間の記載を2019年2月～2022年3月に、14 ページ、(8) プロジェクト実施期間の記載を2019年2月から2022年3月 (37 ヶ月) に修正します。 また24 ページ、Monitoring Sheet Ver.7 の提出時期の記載を現地作業終了時 (2022年1月) に、24 ページ、Project Completion Report の提出時期の記載をプロジェクト終了時 (2022年2月下旬) に、26 ページ1 . 業務工程計画の記載を2019年3月に事前準備を開始し、2019年4月初旬から2022年1月末まで現地での活動を行う、最終 JCC 開催の3週間前までに「プロジェクト業務完了報告書」(案) を含む報告書 (案) を作成・提出し、2022年2月下旬までに報告書を作成・提出するに修正します。
2	24 ページ、Monitoring Sheet提出時期	Ver.7 の提出時期は Ver.6 の6か月後2022年3月となっている。一方、現地活動は2022年2月末という記載があ	Ver.7 の提出時期は2022年1月です。

通番	当該頁項目	質問	回答
		る。Ver.7 の提出時期を確認したい。	24 ページ、Monitoring Sheet Ver.7 の提出時期の記載を現地作業終了時（2022 年 1 月）に修正します。
3	23 ページ、Project Completion Report の作成・協議 24 ページ、Project Completion Report の提出時期	23 ページには事業終了 3 か月前までに専門家チームは先方実施機関と共同で報告書案を作成し、在外事務所に提出、JICA の承認後 JCC で合同レビューを実施し、その結果を踏まえて報告書を提出するとなっている。一方、24 ページの表には 2022 年 3 月とある。Project Completion Report の提出時期を確認したい。	Project Completion Report の提出時期は 2022 年 2 月下旬です。 23 ページ、Project Completion Report の作成・協議の記載を最終 JCC 開催の 3 週間前までに専門家チームは先方実施機関と協同で報告書案を作成し、在外事務所に提出に、24 ページ、Project Completion Report の提出時期の記載をプロジェクト終了時（2022 年 2 月下旬）に修正します。
4.	15 ページ、(5) PDM 指標に係る基準値及び目標値の設定	プロジェクトの開始から 6 か月以内に目標値を設定するとなっているが、P18 の(2)ワークプランの確定には「ワークプラン案を協議して PDM の目標値を設定し、ワークプランを確定する」となっている。ワークプランはプロジェクト開始時に提出される事から、ワークプラン提出時期に PDM 指標を確定するのは困難である。PDM 指標の確定は Ver. 2 のモニタリング会議で確定するとした方が現実的であると考えますが、どちらが正しいか確認したい。	18 ページ、6 . の(2)ワークプランの確定時には PDM の目標値の確定時期（プロジェクト開始から 6 ヶ月以内）を協議・確認することにします。 18 ページ、6 . の(2)ワークプランの確定の記載を R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標のうち目標値が未設定の項目について、現状を踏まえて C/P 等と協議し、目標値の確定時期（プロジェクト開始から 6 ヶ月以内）を確認するに修正します。

通 番	当該頁項目	質問	回答
5	15 ページ、(6)機材供与	<p>トータルステーション、オートレベル、レーザー測距儀は具体的な仕様が確定していないことからこれらは別見積という理解でよいか。</p> <p>その他に必要と思われる機材についてはプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること、となっている。これらの見積も別見積という理解でよいか。</p>	<p>具体的な仕様が確定後、変更契約にて追加しますので、見積りには加えないください。</p> <p>JICAとして想定しているものではありませんが、オフィス機器等、必要と思われるものがあれば、提案の上、本見積りとしてください。</p>
6	15 ページ、(6)の機材供与、3)プロジェクト開始後に調達主体を検討する機材調達	<p>「プロジェクト開始後に調達の主体を検討する機材調達」は現時点では想定されないとあるが、本件開始後に想定される機材は例えば何があるのか。</p>	<p>現時点ではありません。</p>
7	17 ページ、(14)の 2)、パイロット事業の選定	<p>6カ所の候補サイトとなっているが、詳細計画策定調査では5カ所となっている。6カ所とはどこを示すのか教授されたい。</p>	<p>候補サイトは5箇所に修正します。</p> <p>17 ページ、(14)の 2)、パイロット事業の選定の記載をJICAは詳細計画策定調査において、5箇所の候補サイトについて調査を行っているに修正します。</p>
8	18 ページ、4)パイロット事業の実施方法・契約方法	<p>現地再委託で業者調達をするのはJICA資金箇所の1箇所のみとし、残るDOR資金箇所(1~2カ所)はDOR自らが業者調達すると理解してよいか確認したい。</p> <p>又、パイロット事業の施工管理はDORが主体となっているが、コンサルタントが現地再委託で調達した業者についてもDORが主体的に施工管理を行うと理解するが確認したい。</p> <p>その場合、現地再委託業務に対する予算、品質、工程管理</p>	<p>17 ページ、3)パイロット事業の費用負担に記載のとおり、パイロット事業は最大3件、そのうち日本側資金(JICA資金箇所)は1件、残り1~2件は先方(DOR)自己資金で実施します。</p> <p>パイロット事業の施工監理はDORが主体となって行います。日本側資金箇所もDORが主体となりますが、工事遅延等、施工上の問題が発</p>

通 番	当該頁項目	質問	回答
		にコンサルタントは責任を負わないという理解でよいか確認したい。	生しないようDORの施工監理指導をコンサルタントが適切に実施してください。
9	21 ページ、3.2 自然条件調査	1 件のパイロット事業に必要な分を計上することになっているが、パイロット事業に関連する費用なので本調査費用も別見積という理解でよいか。	必要な費用はパイロット事業の対象サイトが決定後、変更契約にて追加しますので、別見積にも含めないでください。
1 0	22 ページ、3.7 パイロット事業に関するナレッジ共有ワークショップ	本費用は本見積と考えてよいか。	本見積としてください。
1 1	22 ページ、3.8 ネパール国内で技術スタディツアーを実施する。	「スタディツアーの訪問先選定の際には、JICAが実施中の他プロジェクト(有償・無償資金協力事業を含む)のC/Pを特に優先する事とし、可能な限り現地の施工業者も招集し、…」とある。 これは スタディツアーの訪問先としてJICAが実施中の他プロジェクトを優先するのか、もしくは スタディツアーに他プロジェクト(有償・無償資金協力事業を含む)のC/Pの参加を優先するのか、を確認したい。	スタディーツアーにJICAが実施中の他プロジェクト(有償・無償資金協力事業含む)のC/Pの参加を優先するという意図です。

以上